- 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

- 当事者の求める裁判
  - 控訴人ら
    - (1) 原判決を次のとおり変更する。
- 被控訴人は、控訴人らに対し、1074万5116円及びこれに対する平 成12年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
  - (4) 仮執行の宣言。
  - 被控訴人

本件控訴を棄却する。

第2 事案の概要

事案の概要は、次のとおり付け加えるほかは、原判決「事実及び理由」中の 事案の概要」欄に記載のとおりであるから、これを引用する(ただし、原 判決書2頁12行目の「記録検出の結果」を削る。)。

(当審における控訴人らの主張)

原判決は,原審で双方から指摘された最判昭和53年3月30日の考え方を 引用して、地方自治法242条の2第7項の弁護士報酬額算定の基準となる経済的 利益は、基本的には、算定不能の場合によるべきであるという見解のもとに、K弁護士会報酬等規程15条1項による経済的利益が算定不能の場合の見なし利益額8 00万円をもって、本件住民訴訟の経済的利益の額としている。しかし、上記判例 の事案は、訴え提起の手数料印紙額の認定が問題となった事案である。住民訴訟の 訴えの手数料印紙額については、これが高額に過ぎると住民訴訟の制度の趣旨を没 却することになるという点が配慮されるべきであるが、逆に、法242条の2第7 項による弁護士報酬請求権は、住民訴訟を支えるための権利であるから、上記判例 の考え方を同項による弁護士報酬額の算定に際して利用することは合理的とはいえ ない。この点は原審で主張したとおりであるが、更に、法242条の2第7項による弁護士報酬負担制度と類似する商法268条の2第1項の規定に関する実務の考え方も、参照されるべきである。すなわち、商法267条の規定による株主代表訴 訟の訴えにおける訴訟の目的の価額の算定問題については,財産権上の請求にあら ざる請求に係る訴えとみなす趣旨の立法により解決されたが、その後においても 商法268条の2第1項の規定による弁護士報酬額の認定については、株主代表訴 訟の結果会社の損害が回復されたときは、第一次的には会社に利益がもたらされた ことになる点に鑑み、会社が回復した損害額を基準として、弁護士報酬規程により 着手金及び報酬が算定され、これに諸般の事情を加味して、最終的に決定されてい るのが実務の取扱なのである。地方自治法242条の2第7項の解釈においてもこ れと異なった解釈をすべき合理的な理由はなく、個別具体的な訴訟において、その 請求額、当事者の数、事案の内容、弁護士の手数の繁簡、提訴前に取った措置、自 治体が得た利益などの諸般の事情を考慮して、相当な額を判断すべきである。 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人らの請求は、原判決が認容した限度で理由があるから、 認容すべきであり,その余は理由がないから,棄却すべきであると判断する。その 理由は、次のとおり付け加えるほかは、原判決「事実及び理由」中の「第三 についての当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する(ただ し、原判決書10頁22行目の「また、」から同頁25行目の末尾までを「なお、 本件住民訴訟の第2次第一審が係属中に、乙が被控訴人に3178万6898円を 支払っているが、これに本件住民訴訟の追行がどのように寄与しているかは明らか でない。」に、同12頁7行目の「12年」を「平成12年」にそれぞれ改め る。)

地方自治法242条の2第7項の規定による「相当と認められる額」 額)は、同条の2第1項4号の規定による訴訟の原告が勝訴した場合に、「(その 原告が弁護士に支払うべき)報酬額の範囲内で」定められるべきものであり, 地方公共団体が弁護士に訴訟委任したとすれば支払うべき仮想的報酬額の範囲内で 定められるものではない。控訴人らは、本件住民訴訟の訴訟代理人に対し、口頭 で、K弁護士会報酬等規程の定めに従い、法242条の2第7項の手続により弁護 士報酬を支払う旨約束したというのであるが (原審第1回口頭弁論期日における控 控訴人らは、株主代表訴訟の場合について指摘している。しかし、株主代表訴訟の場合に控訴人らの主張するような実務例があるとしても、株主代表訴訟と住民訴訟ではその制度の趣旨、目的及び効果において異なる面があるから、両者を必ずしも同様の考慮のもとに取り扱うべき必然性があるとまでは認めがたいのであるが、いずれにしても、本件では報酬契約が前記のように認められるから、双方を抽象的に比較検討する主張は、採用することはできない。 2 よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却す

2 よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、控訴費用の負担について民訴法67条、61条、65条を適用して、 主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第6民事部

 裁判長裁判官
 加
 藤
 英
 継

 裁判官
 小
 見
 山
 進

 裁判官
 大
 竹
 優
 子